



原油価格の高騰による燃料費を支援 交通事業者への支援策をお知らせします



市では、原油価格の高騰により影響を受けている交通事業者に対し、県が実施する支援と合わせて交付金を交付し、事業の継続を支援します。

◆貨物自動車運送事業者

【問い合わせ・申請】本館商工労政課(〒025-8601花城町9-30 ☎41-3536)

■対象 ①市内に本社または営業所などがあり、次のいずれかの事業を行っている中小企業者②県内に本社があり、市内で次のいずれかの事業を行っている中小企業者以外の法人
▶一般貨物自動車運送事業▶特定貨物自動車運送事業▶貨物軽自動車運送事業

■対象車両

申請日時時点で保有する、岩手ナンバー(緑または黒ナンバー)の登録をしている営業用の車両(軽貨物自動車を含む)
※被けん引車は対象外

■交付額 1台につき2万3千円

■申請期限 5月31日(水)

■申請方法 申請書に必要書類を添えて、郵送にて本館商工労政課へ

*申請様式などは、市ホームページ(<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/business/sangyoshien/1016967.html>)に掲載しています



市ホームページ

県でも貨物自動車運送事業者を対象とした支援金の支給を行っています。詳しくは岩手県トラック協会のホームページ(https://iwatokyo.or.jp/?page_id=3495)をご確認ください



県トラック協会ホームページ

◆貸切バス事業者

【問い合わせ・申請】本館観光課(〒025-8601花城町9-30 ☎41-3541)

■対象 市内に本社または営業所があり、一般貸切旅客自動車運送事業を行っている事業者

■対象車両 市内の営業所に配置している貸切バス

■支援金額 1台につき4万円

■申請期限 5月31日(水)

■申請方法 申請書に必要書類を添えて、郵送または持参にて本館観光課へ

*申請様式などは、市ホームページ(<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kanko/oshirase/1016959.html>)に掲載しています



市ホームページ

◆乗合バス事業者、タクシー事業者

【問い合わせ】新館都市政策課(☎41-3554)

市では、令和4年度中に、乗合バス事業者に対してはバス1台につき4万円、タクシー事業者に対してはタクシー1台につき2万円の交付金を交付しています。

県が行うタクシー事業者への支援金については、県ふるさと振興部交通政策室(☎019-629-5206)へお問い合わせください



なくそう犯罪 ふやそう笑顔 みんな大好き岩手県 4月6日～15日は春の地域安全運動期間

【問い合わせ】
花巻市防犯協会
(☎24-2966)

期間中は、会社や地域、家庭などで一人一人が防犯意識を高める機会とし、犯罪のないまちづくりに向けた取り組みをお願いします。

■重点項目

▷子ども・女性・高齢者の犯罪被害防止…犯罪が起きにくい地域を目指し、パトロールや「な

がら見守り」を実践しましょう。公的機関をかたる詐欺や架空請求詐欺などによる被害に遭わないよう、詐欺の手口を知るとともに、家族や周りの人と情報共有しましょう

▷鍵掛けの励行…自宅や自動車などの鍵掛けを徹底するとともに、在宅中でも鍵を掛けるようにしましょう

支給期間要件は
5月7日まで

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者が対象 傷病手当金



国民健康保険または後期高齢者医療の加入者が、新型コロナウイルス感染症の感染または感染が疑われる場合に仕事を4日間以上休むなどして、勤務先から給与を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給しています。

今回、支給期間に定められていた期間要件を5月7日まで延長。4月1日以降においても一定の期間、傷病手当金を受けられるようになりました。

*申請は5月8日以降も受け付けています。申請方法など詳しくは下記へお問い合わせください



国民健康保険の傷病手当金
ホームページ



後期高齢者医療の傷病手当金
ホームページ

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

売上減少した
事業者を支援

エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者を支援 県の中小企業者等事業継続緊急支援金



県では、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、エネルギー(*)価格高騰の影響を受けている中小企業者の事業継続に向けて支援金を支給します。

*エネルギーとは電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、軽油、重油などが対象です

■対象 ▶県内に本店を有する中小法人▶県内に住所を有する個人事業主

※農林漁業収入を主とする事業者、大企業およびみなし大企業、政治団体または宗教上の組織・団体は対象外

■支給要件 次の全てを満たしていること
▶令和4年10月～令和5年3月のうち、いずれかひと月の売上額が令和元年10月～令和4年3月の同月の売上額と比較して20%以上減少していること▶売上額が20%以上減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月の単価と比較して増加していること▶今後も事業継続の意思があること

■支給額 ▶法人…15万円▶個人事業主…7万5千円

※事業者単位での支給です。店舗などの事業所数によって支給額は変わりません

■申請期限 6月20日(火)[当日消印有効]

■申請方法 申請書兼請求書など必要書類を▶中小法人の場合は本店所在地▶個人事業主の場合は確定申告書の住所地一の商工会議所または商工会へ提出(原則郵送)

※申請様式や必要書類などは各商工会議所または商工会ホームページに掲載しています

■本店所在地が市内の中小法人および確定申告書の住所が市内の個人事業主の申請

花巻商工会議所(〒025-0075 花城町10-27 ☎23-3381)



花巻商工会議所
ホームページ

■問い合わせ 同支援金事務局(☎050-3646-9151(午前9時30分～午後5時、

土・日曜日、祝日を除く)ホームページ(<https://iwate-shien-r5.com/>)



中小企業者等
事業継続緊急支援金
ホームページ